

厚生労働省指定 専門実践教育訓練給付金

在学中に**50%**を給付、卒業後に資格取得をし、被保険者として雇用された場合**20%**追加給付
給付金対象者の方は支払った**3年間**の教育訓練経費の**70%**支給

最大 168万円

ハローワークにて支給要件をご確認ください
(ハローワークから支給されます)

この手続きは、原則として受講開始日の**1か月前**までに
行う必要があります

